

お知らせ

令和2年度コミュニティ助成事業

宝くじの収益金を活用して事業を行ってみませんか。

■助成の対象 自治会・町内会や社会貢献を目的に活動する団体など

■助成の種類（助成金額）

▶一般コミュニティ助成（100万～250万円）…コミュニティ活動に直接必要な設備などの整備（祭り装束、太鼓、イベント備品など。建築物、消耗品は除く）

▶コミュニティセンター助成（事業費の5分の3・上限1,500万円）…集会施設（コミュニティセンターや自治会集会所など）の建設または大規模修繕やその施設に必要な備品の整備

▶青少年健全育成助成（30万～100万円）…スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベントに関する事業。主に親子で参加するソフト事業

■応募期限 10月2日（日）

■問い合わせ・応募先 本庁地域づくり推進課地域支援室（江刺総合支所・☎ 34-1619）

創業セミナー「自分らしく生きる生き方としての起業」

創業・起業に関心のある人、創業間もない人（おおむね5年以内）、新たな事業を考えている人を対象としたセミナーです。

■日時 9月28日（日）午後4時～6時半

■場所 市まちなか交流館

■内容 ▶講演（講師：㈱スリーデイズ 伊藤理恵代表取締役）、

▶ミニ交流会、▶座談会

■定員 30人

■参加料 無料（飲料・軽食代は1,000円）

■申し込み方法 9月24日（日）までに申込先に次のいずれかで申し込み①電話②申込先にある申込書をファクスまたはメール

■問い合わせ・申込先

本庁企業振興課

工業振興係（☎ 34-2331）



高次脳機能障がい当事者・家族交流会

高次脳機能障がいがある人やその家族同士で、情報交換をした

り、悩みごとなどを語り合ったりする会です。当事者と家族は別室で交流します。

■日時 9月28日（日）午後1時半～3時

■場所 奥州地区合同庁舎

■申し込み方法 9月19日（日）までに電話または申込先にある申込書をファクス

■問い合わせ・申込先 本庁福祉課障がい福祉係（☎ 34-2325）

ほいくしカフェ

保育士の再就職について、不安なことや知りたいことなど、コーディネーターや同じ思いを持つ人たちとお話ししてみませんか。気軽にご参加ください。

■日時 10月10日（日）午前10時半～正午

■対象 保育士資格を持ち、保育士として働いていない人

■場所 市総合福祉センター

■その他 参加は無料。お子様連れ可。申し込み受け付けは10月9日（日）正午まで

■問い合わせ・申込先

県社会福祉協議会保育士・保育所支援センター（☎ 019-637-4544）



公証週間 公証相談会

日本公証人連合会では、10月1日からの「公証週間」に合わせ、遺言などの公正証書作成に関わる無料相談会を行います。電話での相談も受け付けます。

■日時 10月1日（日）～7日（日）午前9時半～午後4時※（日）は事前予約が必要

■場所・問い合わせ・申込先

一関公証役場（☎ 0191-21-2986）

し尿などの収集・運搬料金を改定

10月1日から消費税率が10%になることに伴い、し尿などの収集・運搬を行っている市許可業者は、料金を改定します。詳しくは市許可業者へお問い合わせください。

し尿などの量	新料金	現行料金
200ℓまで	1,660円	1,624円
200ℓを超える場合	1,660円に10%増えるごとに83円加算	1,624円に10%増えるごとに81円加算

※個人で管理する浄化槽汚泥の収集、運搬、処理に係る料金も同額です。
 ①②③の収集・運搬は行っていません

■問い合わせ 本庁生活環境課生活衛生係（☎ 34-2341）

国民健康保険被保険者証の更新のお知らせ

現在使用している国民健康保険被保険者証（以下、保険証）の有効期限は、9月30日です。

10月1日から使用する新しい保険証（薄緑色）を9月下旬に、世帯ごとに郵送します。届いたら、注意事項をよく読み、保険診療を受ける際は必ず提示しましょう。

特別な事情がなく国民健康保険税を滞納していると、通常の保険証ではなく、有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費の全額をいったん自己負担しなければならない「被保険者資格証明書」を交付する場合がありますのでご注意ください。

【保険の変更などがあつたら市の窓口へ】

国保への加入・脱退は、自動の切替えではなく、市の窓口で手続きが必要です。保険の変更があつた日から14日以内に手続きをしてください。

▶必要書類

加入…加入していた健康保険の資格喪失証明書、本人確認書類、印鑑

脱退…新しく加入した健康保険の被保険者証、国民健康保険被保険者証、

本人確認書類、印鑑

※本人確認書類は、運転免許証など顔写真入りのものは1点、介護保険被保険者証や各種年金証書など顔写真のないものは2点以上が必要です

■問い合わせ 本庁健康増進課国保係（☎ 34-2901）、各総合支所国民健康保険担当グループ



◀新しい保険証は薄緑色です

広告

広告